

議案第32号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(233の3) 略</p> <p>(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 <u>次</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、<u>それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	1 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(233の3) 略</p> <p>(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 <u>次</u>に掲げる区分に応じ、<u>それぞれに定める額</u></p> <p style="margin-top: 20px;">ア <u>鳥獣保護法第49条各号に掲げる者</u> <u>1件につき4,000円</u></p> <p>イ <u>その他の者</u> <u>1件につき5,300円</u></p>
区 分	金 額				
1 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの					

(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 2,800円
(2) その他の者	1 件につき 4,300円
2 網・わな猟免許（1に掲げるものを除く。）、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1 件につき 4,000円
(2) その他の者	1 件につき 5,300円

(234の2)～(323) 略

2 略

(234の2)～(323) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。